

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該 業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月19日

世田谷区

1. 事業概要

(1) 件 名

「健康せたがやプラン(第三次)」改定支援業務委託

(2) 目 的

現行の「健康せたがやプラン(第三次)」は、「世田谷区健康づくり推進条例」に定める区の「健康づくり計画」であるとともに、健康増進法に定める区市町村の「健康増進計画」として位置付け、食育基本法に定める区市町村の「食育推進計画」、「母子保健計画」及び世田谷区がん対策推進条例による「がん対策推進計画(第二次)」を内包する区の総合保健計画として策定された。本プランの計画期間は、令和6年度から令和13年度の8年間としており、中間段階で評価を実施し、令和10年度から令和13年度までの「健康せたがやプラン(第三次)後期」に改定することとしている。

改定にあたっては、令和8年度に「世田谷区民の健康づくりに関する調査」及び「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」を行うとともに、区民の健康に関するデータを収集・分析し取りまとめた「データでみるせたがやの健康」の改訂を行い、区民の最新の健康状態や健康意識を把握する。これらの基礎資料等を踏まえ、「健康せたがやプラン(第三次)」の中間評価を行い、区民の健康課題等を明らかにし、令和9年度に改定作業を行う。併せて、調査結果や中間評価に基づき、区民一人ひとりの主体的な健康づくりを後押しするための推奨事項や参考情報を体系的に整理するとともに、区民にとって分かりやすく、行動変容の促進に資する効果的な情報発信・普及啓発の方法を検討していく。

本業務は、専門的な見地から技術的支援やアドバイス等を行うほか、各種作業を行うなど、「健康せたがやプラン(第三次)」の改定に係る調査や評価等を効率的かつ効果的に進めていくことを目的とする。

(3) 履行期間

契約日から令和10年3月31日まで（予定）

※ 契約は単年度ごととし、次年度以降の契約締結は当該年度における予算配当や前年度までの履行状況が良好であることを条件とする。

(4) 履行場所

受託者の事務所（状況に応じて、在宅勤務も相談に応じる。）

(5) 履行内容

[令和8年度]

①「世田谷区民の健康づくりに関する調査」について

A) 調査票の設計支援、作成・印刷、調査の実施

[対象] 20歳以上の区内在住者4,000人（住民基本台帳より抽出）

[方法] 郵送による配布・回答または、インターネットによる回答

[仕様] 質問総数65問程度（フェイスシート、枝番は除く）、A4両面刷り
10枚程度

[期間] 令和8年7月上旬～下旬（予定）※期間を変更する場合もある。

[その他] 調査票作成費、礼状兼督促状作成費、発送・返信用封筒作成費、発送用郵便料金（調査票返送に係る郵便料金は除く）、封入封緘・発送にかかる経費等は、すべて受託者が用意し、その経費は契約金額に含まれるものとする。調査票及び礼状兼督促状には音声コードを作成・掲載し、切り欠き加工を行うこと。発送用封筒には差出人として世田谷保健所健康企画課を明記し、返信用封筒のあて先は、世田谷保健所健康企画課とする。

B) インターネット回答ページの作成等

- インターネット回答ページの作成（重複回答や調査対象者以外からの回答を防止するためのID・パスワードの設定・管理、動作確認できるテスト環境の作成、本番環境の作成など）

※パソコン、スマートフォン、タブレットから回答できるようにすること。

- インターネット回答ページに関する問い合わせへの対応

C) 調査票の集計等

- ・ 集計分析等の実施（回収した調査票の開封・点検、パンチデータの作成、単純集計作業及び区担当者が指示するクロス集計作業の実施など）
- ・ 調査速報、調査報告書案、調査報告書の作成 ※印刷は区が行う。

【成果物】（詳細は区と協議すること）

項目	内容	納期（予定）
調査速報（単純集計及びクロス集計データ）	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和8年 9月上旬
調査報告書案(300頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和8年11月下旬
調査報告書(300頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和9年3月31日
調査報告書の概要版(20頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和9年3月31日

※ データ入力済みのDVD-Rは、ウイルスチェックを行った上で納入すること。なお、ディスクデータ名を記載するとともに、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名等をディスクに記載すること。

② 「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」について

A) 調査票の設計支援、作成・印刷、調査の実施

[対象] 区内在住の15～29歳（予定）3,000人（住民基本台帳より抽出）

[方法] 郵送による配布・回答または、インターネットによる回答

[仕様] 質問総数20～30問程度（フェイスシート、枝番は除く）、A4両面刷り3～4枚程度

[期間] 令和8年7月上旬～下旬（予定） ※期間を変更する場合もある。

[その他] 調査票作成費、礼状兼督促状作成費、発送・返信用封筒作成費、発送用郵便料金（調査票返送に係る郵便料金は除く）、封入封緘・発送にかかる経費等は、すべて受託者が用意し、その経費は契約金額に含まれるものとする。調査票及び礼状兼督促状には音声コードを作成・掲載し、切り欠き加工を行うこと。発送用封筒には差出人として世田谷保健所健康企画課を明記し、返信用封筒のあて先は、世田谷保健所健康企画課とする。

B) インターネット回答ページの作成等

- インターネット回答ページの作成（重複回答や調査対象者以外からの回答を防止するためのID・パスワードの設定・管理、動作確認できるテスト環境の作成、本番環境の作成など）

※パソコン、スマートフォン、タブレットから回答できるようにすること。

- インターネット回答ページに関する問い合わせへの対応

C) 調査票の集計等

- 集計分析等の実施（回収した調査票の開封・点検、パンチデータの作成、単純集計作業及び区担当者が指示するクロス集計作業の実施など）
- 調査速報、調査報告書案、調査報告書の作成 ※印刷は区が行う。

【成果物】（詳細は区と協議すること）

項目	内容	納期（予定）
調査速報（単純集計及びクロス集計データ）	電子データ（DVD-Rなど）一式	令和8年 9月上旬
調査報告書案（100頁程度）	電子データ（DVD-Rなど）一式	令和8年11月下旬
調査報告書（100頁程度）	電子データ（DVD-Rなど）一式	令和9年3月31日
調査報告書の概要版（8頁程度）	電子データ（DVD-Rなど）一式	令和9年3月31日

※ データ入力済みのDVD-Rは、ウイルスチェックを行った上で納入すること。なお、ディスクとケースにデータ名を記載するとともに、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名等をディスクに記載すること。

③ 「データでみるせたがやの健康」の改訂について

A) データ分析及び考察の支援

- 区が提供する各種データ（人口動態統計、健診結果の集計データ等）をもとに、

クロス集計や統計学的検定等の分析を実施する。

- 分析結果に基づき、区民の健康課題について区と協議し、専門的な提案を行う。
- B) 報告書案及び報告書の作成
- 上記Aの分析・考察を踏まえ、表やグラフの作成、本文の執筆、体裁の整理及びレイアウト調整を行う。

【成果物】(詳細は区と協議すること)

項目	内容	納期(予定)
報告書案(150頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和8年11月下旬
報告書(150頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和9年3月31日
報告書の概要版(8頁程度)	電子データ(DVD-Rなど)一式	令和9年3月31日

※ データ入力済みのDVD-Rは、ウイルスチェックを行った上で納入すること。なお、ディスクとケースにデータ名を記載するとともに、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名等をディスクに記載すること。

④その他

- A) 上記①～③において、区担当者が作業等を行うにあたっての技術的支援(ワード原稿の校正等)、アドバイス(過去の結果との比較考察等)などを行う。
- B) 区が作成する「健康せたがやプラン(第三次)の評価書」及び「健康せたがやプラン(第三次)後期の骨子」について、技術的支援(ワード原稿の校正等)、アドバイス(過去の結果との比較考察等)などを行う。
- C) 履行期間内で、外部委員が出席する会議(3回)において、会議資料の作成などの運営支援を行う。

[令和9年度(予定)]

- (1) 関係会議体における運営支援
- (2) 関係課個別ヒアリング調査への支援
- (3) 区民フォーラムの運営支援
- (4) パブリックコメント・区民フォーラムの区民意見の集計、分析等の支援
- (5) 「健康せたがやプラン(第三次)後期」策定にかかる助言及び支援
- (6) 調査結果や中間評価に基づく区民の主体的な健康づくりを後押しするための効果的な情報発信・普及啓発方法の提案
- (7) 成果物の作成

項目	内容
「健康せたがやプラン(第三次)後期」素案	電子データ(DVD-Rなど)一式
「健康せたがやプラン(第三次)後期」案	電子データ(DVD-Rなど)一式
「健康せたがやプラン(第三次)後期」	電子データ(DVD-Rなど)一式
「健康せたがやプラン(第三次)後期」概要版	電子データ(DVD-Rなど)一式

2. 参加者の資格要件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「「健康せたがやプラン（第三次）」改定支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下のとおり。

委員長：世田谷保健所長 向山 晴子

委 員：世田谷保健所副所長（健康企画課長事務取扱） 桐山 徳幸

委 員：世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

委 員：世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長 庄司 秀人

委 員：高齢福祉部介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉

委 員：教育委員会事務局学校健康推進課長 鈴木 絵里子

- (6) 現在、または過去に行政施策の健康に関するコンサルタントの事業を営んでおり、集計・分析・事業評価に基づく計画策定支援業務を行政機関、自治体、または事業者から受託した実績があること。
- (7) (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む。）していること。

3. 提案書の提案者を選定するための基準

本件では、提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 書類審査の選定基準

別紙「評価基準」のとおり

5. 提案書の審査方法

- (1) 提出された提案書の審査は二段階審査方式で実施し、区職員により構成する選定委員会が合議により審査し、選定する。一次審査の点数は、二次審査に引き継がれるものとする。
- (2) 一次審査（書類審査）
参加表明書及び提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3事業者程度選定する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）
参加表明者による提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - ① 日時：令和7年2月26日（木）（予定）

② 会場：世田谷区役所内（未定）

※ 日時、会場等の詳細については、二次審査対象者に電子メールにより通知する。

6. 手続等

(1) 担当部課

〒154-0017

東京都世田谷区世田谷4-24-1城山分庁舎3階

世田谷区世田谷保健所健康企画課 斎藤、松木

電話：03-5432-2354 FAX：03-5432-3019

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和7年12月19日（金）から令和8年1月9日（金）正午まで

② 交付場所：世田谷区ホームページでの閲覧

③ 交付方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる

(1)ページID : 28946

(2)パンくずリスト : 世田谷区トップページ>区政情報>契約・入札情報>発注情報>現在実施中のプロポーザル情報>福祉・健康>「健康せたがやプラン(第三次)」改定支援業務委託」公募型プロポーザルの実施について

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 提出書類：(1)参加表明書

(2)上記「2 参加者の資格要件」の(4)を確認できる書類

(『令和6年度分の納税証明書（都道府県民税・市町村民税）』など)

(3)上記「2 参加者の資格要件」の(6)を確認できる書類

(『計画策定に関する事業実績一覧』など)

(4)上記「2 参加者の資格要件」の(7)を確認できる書類

(『プライバシーマーク登録証』など)

② 提出期限：令和8年1月9日（金）正午 必着

③ 提出場所：上記の本件担当部課に同じ

④ 提出方法：事前に電話連絡のうえ、持参または郵送（郵便書留に限る、受領期限必着）にて提出すること。

(4) 質問について

提案書及び見積書の作成に対して質疑があるときは、様式「「健康せたがやプラン(第三次)」改定支援業務委託事業応募に関する質問票」を提出し、回答を受け取ることができる。

① 提出書類：「健康せたがやプラン(第三次)」改定支援業務委託事業応募に関する質問票

② 提出期限：令和8年1月20日（火）正午（予定）

- ③ 提出場所：電子メールでのみ受け付ける。電話や来庁による質問には応じない。
 - ④ 回答方法：令和8年1月26日（月）（予定）までに、招請された全事業者にメールで回答する。
- (5) 提案書の提出期限、場所及び方法
- ① 提出期限：令和8年2月13日（金）正午（予定）必着
 - ② 提出場所：上記「6 手続等」の（1）の本件担当部課に同じ
 - ③ 提出方法：事前に電話連絡のうえ、電子データをメールにて提出すること。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　不要
- (3) 契約書作成の要否　要
- (4) 本業務は、第三者に再委託をすることはできない。
- (5) 契約方法は、総価契約とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記「6 手続等」の（1）の本件担当部課に同じとする。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (10) 事業者からの提出物は返却しない。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (13) 詳細は提案要求説明書による。

評価基準（書類審査）

	評価項目	内容及び評価方法	配点
1	法人の概要	・経営理念が本事業の受託者として適しているか。また、個人情報保護や緊急対応等が徹底されているか。	10
2		・計画策定支援業務について、十分な受注実績を有しているか。	10
3	提案内容	・本業務の取組体制について、業務責任者及び担当者の配置人数、資格や経験などは十分であるか。	10
4		・健康せたがやプランの基本理念、目標、評価指標、健康づくりの各種調査等を十分に踏まえているか。	10
5		・効率的な調査の提案ができているか。 ・効果的な集計分析の提案ができているか。 ・調査結果や中間評価に基づく効果的な情報発信・普及啓発の方針や方向性が明確に示されているか。 ・無理のないスケジュールとなっているか。	20
6		・見積もり金額がその業務内容から見て妥当であるか。	10
合計点			70

評価基準（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

	評価項目	内容及び評価方法	配点
1	プレゼンテーションの内容	・プレゼンテーションは、提案書の内容をより分かりやすくしているか。	10
2	ヒアリングの的確性	・選定委員の質問等に適切に答えているか。	10
3	総合的な判断	・区の意図が反映されて、総合的に優れた提案であるか。	10
合計点			30

※最低基準点は60点（6割）とする。総合計点の6割に満たない場合は失格とする。